

健康保険制度の一部が **変** わりました

健康保険を含む医療制度について、制度を存続し、安定した運営を行うため、医療制度改革がすすめられています。平成18年から平成20年度にかけて、わたしたちの健康保険制度についても改正が行われます。

平成18年10月から実施

高額療養費の自己負担限度額が変わりました（70歳未満の場合）

1カ月の間に高額な医療費がかかった場合、ある一定の額（自己負担限度額）を超えた分が高額療養費として払い戻されます。その自己負担限度額が上がります（低所得者は据え置き）。

人工透析を要する上位所得者（月収53万円以上）については、1万円の自己負担限度額が2万円に引き上げられました。

高額療養費の自己負担限度額（1人1カ月、同一の医療機関）

区分	改正前	改正後
上位所得者 (月収53万円以上)	139,800円+(総医療費-466,000円)×1% [77,700円]	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% [83,400円]
一般	72,300円+(総医療費-241,000円)×1% [40,200円]	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [44,400円]
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 [24,600円]	35,400円 [24,600円]

改正前は月収56万円以上

[]内の金額は、多数該当(過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けているときの4回目以降)の場合の額

埋葬料が減額されました

被保険者が死亡したときにはその遺族に埋葬料（費）が、被扶養者が死亡したときには被保険者に家族埋葬料がそれぞれ支給されます。その金額が一律5万円になりました。

埋葬料（費）・家族埋葬料の額

	改正前	改正後
埋葬料（費）	標準報酬月額分（最低保障10万円）	5万円
家族埋葬料	10万円	



出産育児一時金が増額されました

被保険者が出産したときには出産育児一時金が、被扶養者が出産したときは家族出産育児一時金がそれぞれ支給されます。その金額が35万円になりました。

出産育児一時金・家族出産育児一時金の額（1児につき）

	改正前	改正後
出産育児一時金	30万円	35万円
家族出産育児一時金		



平成18年4月から入院時の食事の計算が1食単位になりました

入院時の食事の費用は、患者が一定の標準負担額を負担します。標準負担額は、従来は1日単位で決められていましたが、実際には入退院日や手術前後などは3食すべてをとらないこともあるため、平成18年4月の診療報酬改定に伴い、1食単位の金額で計算することになりました。

入院時の食事の標準負担額

区分	改正前	改正後
一般	1日あたり780円	1食あたり260円
市町村民税非課税 世帯等低所得者	1日あたり650円 (過去1年間の入院日数が 90日を超えているとき500円)	1食あたり210円 (過去1年間の入院日数が 90日を超えているとき160円)
低所得者かつ 老齢福祉年金受給者	1日あたり300円	1食あたり100円



平成19年4月から実施

標準報酬月額範囲が拡大します

毎月の保険料や保険給付の計算には、標準報酬月額を使います。標準報酬月額は、毎月の給料などの報酬をいくつかの区切りのよい幅（等級）に区分したものです。その等級の範囲が広がります。

標準報酬月額範囲

	改正前	改正後
上限	98万円（39等級）	121万円（47等級）
下限	9万8千円（1等級）	5万8千円（1等級）

保険料の計算のもとになる賞与の上限額が年間総額になります

賞与（労働の対償として3月を超える期間ごとに受けるもの）が支給されたときの保険料は、標準賞与額（賞与の1,000円未満を切り捨てた額）に保険料率をかけて計算します。この標準賞与額には上限が決められていますが、その上限を年間総額で見ることになります。

賞与の保険料賦課上限額

改正前	改正後
1回あたり200万円	年間540万円

傷病手当金、出産手当金の支給率が見直されます

被保険者が病気・ケガの治療や出産のために仕事を休んで給料が支給されないときは、それぞれ傷病手当金や出産手当金が支給されます。その支給額について、標準報酬月額に加えて賞与分を反映させるため見直しが行われます。

傷病手当金・出産手当金の支給率

改正前	改正後
1日につき標準報酬日額の6割	1日につき標準報酬日額の3分の2

任意継続被保険者や資格喪失後の給付が見直されます

退職して被保険者の資格を喪失したり任意継続被保険者になった後も、ある一定の条件で健康保険から給付を受けることができます。その給付の内容が見直され、任意継続被保険者に対する傷病手当金や出産手当金の支給、資格喪失後の出産手当金の支給が廃止されます。

70歳以上の方の医療費も変わります

自己負担割合が増えます（平成18年10月）

現役並み所得者の負担割合が3割に上がります

現役並み所得...夫婦世帯で年収約520万円以上、単身世帯で年収約380万円以上

公的年金等控除の縮減・高齢者控除の廃止によって、新たに現役並み所得者になる高齢者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般所得者の水準に据え置きます。

70歳以上の方の自己負担割合

区分	70歳～74歳	75歳以上
現役並み所得者	2割	3割（平成18年10月～）

高額療養費の自己負担限度額が変わりました（平成18年10月）

高額療養費の自己負担限度額（1カ月）

改正前	現役並み所得者	外来（個人ごと）		入院・世帯合算		
		一般	低所得者（住民税非課税）（年金収入65万円以下等）	72,300円 + (総医療費 - 361,500円) × 1% [40,200円]	40,200円	24,600円
平成18年10月～	現役並み所得者	44,400円	8,000円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [44,400円]	44,400円	24,600円
	一般	12,000円	8,000円	44,400円	15,000円	15,000円
	低所得者（住民税非課税）（年金収入80万円以下等）	8,000円	8,000円	24,600円	15,000円	15,000円

従来の年金収入65万円以下等から改正

[]内の金額は、多数該当（過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けているときの4回目以降）の場合の額

低所得者については据え置き

長期入院時の食費や居住費が自己負担になります（平成18年10月）

療養病床に入院する場合、医療費の自己負担に加えて、介護保険と同額の食費と居住費を負担することになります（低所得者や入院医療の必要性の高い患者の負担軽減あり）。

負担額（1カ月）

食費（材料・調理費）	4.2万円
居住費（光熱水費）	1万円